

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

95 HIV - 1 抗体、HIV - 1、2 抗体定性、HIV - 1、2 抗体半定量、  
HIV - 1、2 抗体定量、HIV - 1、2 抗原・抗体同時測定定性又はH  
IV - 1、2 抗原・抗体同時測定定量 (入院時)

《平成20年8月25日新規》

《平成22年5月27日更新》

《平成24年9月24日更新》

《平成26年9月22日更新》

#### **取扱い**

入院時の検査として、HIV - 1 抗体、HIV - 1、2 抗体定性、HIV  
- 1、2 抗体半定量、HIV - 1、2 抗体定量、HIV - 1、2 抗原・抗体  
同時測定定性又はHIV - 1、2 抗原・抗体同時測定定量は認められない。

#### **取扱いを定めた理由**

本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。

**96 HIV - 1抗体、HIV - 1、2抗体定性、HIV - 1、2抗体半定量、  
HIV - 1、2抗体定量、HIV - 1、2抗原・抗体同時測定定性又はH  
IV - 1、2抗原・抗体同時測定定量（内視鏡検査）**

《平成20年8月25日新規》

《平成22年5月27日更新》

《平成24年9月24日更新》

《平成26年9月22日更新》

**取扱い**

内視鏡検査時の検査として、HIV - 1抗体、HIV - 1、2抗体定性、  
HIV - 1、2抗体半定量、HIV - 1、2抗体定量、HIV - 1、2抗原・  
抗体同時測定定性又はHIV - 1、2抗原・抗体同時測定定量は認められな  
い。

**取扱いを定めた理由**

本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。